

災害関連情報

(お知らせ項目)

平成7年2月8日号

● 宅地防災相談所の開設

宅地が、今回の地震災害の影響で崩壊等の被害が生じているものについて、被災状況に対する応急診断、災害復旧に関する技術的相談、災害復旧に関する融資制度についての相談を受付ます。

〈受付時間等〉 2月7日～15日までの間 午前10時～午後5時(土曜・日曜・祝祭日も開催)

〈相談所窓口〉 市役所グランドフロア 宅地防災相談所 電話 0797-71-1141

● 地震による倒壊家屋の処理受付期間の延長

この度の地震により倒壊した家屋の腐材・ガレキの撤去及び倒壊の恐れのある家屋の解体処理の受付期間を延長します。なお、既に家屋等の解体・除却をされた方につきましても受付ております。

〈受付期間〉 2月20日(月)まで 午前9時～午後5時 但し、土曜・日曜・祝日は除きます。

〈受付場所〉 市役所3階大会議室 電話での受付はいたしておりません。

〈持参していただくもの〉 印鑑、身分を証明するもの

〈問い合わせ先〉 宝塚市役所災害対策本部 電話 0797-71-1141

● ホームステイの受け入れについて

兵庫県では、震災により自宅を失われた方を一定期間一般の家庭での受け入れを募集したところ、数多くの方から暖かい申し出を受けておりますので、ご希望の方はご相談又はお申し込みください。

〈受付期間〉 当分の間 毎日午前10時から午後3時まで

〈受付場所〉 市役所グランドフロア相談コーナー 電話 0797-71-1141

● 入浴情報(第3報)

有料老人ホーム「宝塚エデンの園」から入浴機会のない被災者の方々にホームのお風呂を無料開放するとの申し出がありましたのでお知らせします。

場所: 市内ゆずり葉台3丁目1番1号 有料老人ホーム「宝塚エデンの園」

対象: 入浴機会のない被災者で来園可能な方(送迎はありませんので、路線バスをご利用下さい。)

開放日時: 2月7日、2月10日、2月14日のいずれも午前10時から午後6時まで

● 建築制限区域の指定のお知らせ

宝塚市では、今回の地震で大きな被害を受けた、市街地再開発事業の予定地域を「安心して住めるまち・災害に強いまち」に復興していくため、建築基準法第84条に基づいて、下記の区域に限り、建物を建てることなどをしばらくの間、控えていただくことになりました。

〈指定される区域〉 仁川駅前地区(仁川北2丁目の一部)、売布神社駅前地区(売布2丁目の一部)
花の道周辺地区(栄町1丁目の一部)

〈期間〉 2月9日から2月17日までですが、さらに、1カ月の延長を行なう場合もあります。

ただし、次のものは建築することができます。

(1) 2階建てまでの木造、コンクリートブロック造、鉄骨造などの建築物で、地階のないもの

(2) 公益上必要な用途に供する応急仮設建築物、工事を施工するために現場に設ける仮設建築物など

〈問い合わせ先〉 宝塚市役所再開発計画課 電話 71-1141 内線 2326

● 路線バスの運行状況

2月7日現在運転をしている路線バス

* 宝塚駅～阪神杭瀬 * 逆瀬川駅～西高校前、エデンの園、光ガ丘、甲東園、市役所、市立病院、福祉センター、中野住宅前、山本駅 * 宝塚南口駅～すみれガ丘 * 山本駅～山手台、市立病院・逆瀬川駅 * 雲雀丘花屋敷駅～満願寺 * 中筋山手4丁目～中山ニュータウン

〈問い合わせ先〉 阪急バス宝塚営業所 87-6601 阪神バス宝塚営業所 84-5435

西谷自動車 91-0414 市役所道路交通企画課 71-1141

宝塚市災害対策本部 (電話 0797-71-1141)